

[事案 2024-322] 新契約無効請求

・令和 8 年 4 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

代理店の募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 12 月に銀行を募集代理店として契約した積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本契約の申込手続当時、認知症に罹患し、支援を受けなければ契約等の意味内容を自ら理解し、判断することができない状況であったにもかかわらず、親族等の支援者の立会いがない状態で本契約の申込手続を行った。
- (2) 本契約に加入していること自体の記憶が曖昧であり、本契約の申込時、本契約を有効に成立させる程度の意思能力があったとは考え難い。
- (3) 80 歳代の高齢であり、一時払保険料が高額な契約で、かつ、告知義務を伴う複雑な契約内容であり、親族の立ち会いや親族への確認がないまま契約を勧めたことは不適切である。
- (4) 令和 5 年中頃から認知症外来に通院し、認知症の診断を受けていたにもかかわらず、告知手続において認知症であることを告知できていないことは、本契約を成立させる程度の意思能力がなかったことの証左である。
- (5) 本契約以外にも複数の保険に加入しており、本契約を申込み必要性はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 代理店の募集人は申立人と 2、3 か月に一回面談しており、申立人に認知症をうかがわせるような事実や意思能力がないことをうかがわせるような事実は全くなかった。
- (2) 申立人は、代理店の商品選択のツールを使用して、複数の質問に回答し、自らの判断で希望する回答を行った。また、申立人は、支払事由や留意事項等に対し適切に反応し、本契約の特徴を理解していたほか、外貨建てではリスクがあるからそのリスクを避けたいという積極的な判断を行っていた。
- (3) 本契約は意思能力があれば契約しないような内容ではない。本契約は認知症・介護保障の保険であり、申立人が認知症や介護状態になった際に金銭面で妹に迷惑をかけることはできないと考えて契約したニーズに即している。
- (4) 申立人は、高血圧で通院していることは代理店の募集人に伝えている一方で、狭心症の治療歴及び認知症の診断の事実は告知しなかった。
- (5) 令和 5 年 11 月に行われた長谷川式スケール（認知機能スクリーニング検査）は 20 点であり、通常意思能力があるか否かの限界は 15 点とされている。保険会社は、その他証拠も総合的に判断し、申立人には意思能力があったと判断した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込手続時の事情等を把握するため、申立人および保佐人、ならびに代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。